

公的資金注入と銀行経営について

1999年3月31日、整理回収銀行による優先株等取得を通じて、公的資金7兆4,592億円が申請大手15行に注入された。銀行は既に提出した「経営健全化計画」に基づいて、政府の監視の下、リストラの断行を迫られることとなる。本稿では、公的資金注入までの経緯や意義、そして今後の課題について検討する。

1. 公的資金注入までの経緯と意義

1) 経緯

1998年12月15日に設立された金融再生委員会（図1）は、1999年3月期で大手行の不良債権処理問題を終了すること、2001年3月までに揺るぎない競争力を持った金融システムを再構築することの二点を「運営の基本方針」に掲げ、大手行に対する公的資金注入によって金融システムの安定化を図ることを至上命題とした（表1）。1998年10月の金融再生法・健全化法¹の成立によって破綻処理と早期健全化の制度的枠組が整えられ、長銀・日債銀の特別公的管理の推進、資本注入条件の決定、公的資金注入等当面の課題について、金融再生委員会が主導権を握れるかに市場の関心が集まっていた。

当初、民間銀行経営への政府介入を断固拒否し続けた東京三菱銀行を別にすれば、申請が目されていた大手行の殆どは公的資金注入によって経営責任を問われることを恐れて後込みしていた。申請額も最大で5,000億円程度に留まり、苛立つ金融再生委員会は、「経営責任は問わない」とまで公言（1998年11月6日）して増額要請を日増しに強めていった。

長銀に対する金融再生法第36条に基づく実質破綻認定（1998年10月23日）、中央信託との提携に活路を見出そうとした日債銀に対する特別公的管理開始決定（1998年12月13日）で確実なものとなったのは、「護送船団方式からの決別」という金融当局のスタンス変化であった。健全行であるはずの大手行もまたいち早い不良債権処理の解決と再編を含めた生き残り戦略を模索するためにも増額申請已む無しの気運が高まることとなった。

1999年1月、金融再生委員会は資本増強にあたっての償却・引当についての定量基準を発表する。従来、一般貸倒引当金は3%前後であるが、金融検査マニュアル²記載された厳格な債務者基準・償却引当基準や米国基準を上回る水準（第Ⅱ分類相当の担保不足債権には

¹ 飯村慎一「金融再生・健全化法について」『資本市場クォーターリー』99年冬号参照

² 飯村慎一「転換迫られる金融機関経営」『資本市場クォーターリー』99年春号参照

15%、第三分類相当の担保不足債権には 70%の引当・償却) を公的資金注入行に適用することとした。それは、これら基準で不良債権処理を行えば銀行が過小資本状態に陥り、公的資金や自助努力による資本増強なしには立ち行かなくなる水準にあることを意味した。

有価証券含み損も考慮しての増額申請によって 1 兆円規模の申請行も現れるようになるに伴い、金融再生委員会は、1999 年 1 月 26 日以降の予備審査段階で、私企業への政府介入と揶揄されながらも、並々ならぬ姿勢でリストラ断行や再編要請する段階に入っていく。注入申請行は、本店・保養施設売却は言うに及ばず顧問・相談役制度の廃止に至るまで「経営健全化計画」の練り上げに注力せざるを得なくなっていっていった。長期信用銀行制度の事実上の崩壊後、金融再生委員会の演出が噂された三井・中央信託の合併基本合意は、東洋信託と三和銀行グループの信託統合を基本とする提携を誘発し、富士銀行による安田信託銀行の子会社化とともに、信託銀行業界の合従連衡を瞬く間に推し進めることとなった。

果して、1999 年 3 月 4 日、大手 15 行は 7 兆 4,592 億円の公的資金を正式に申請し、同年同月 14 日に注入条件と共に公的資金注入が正式決定され、月末には整理回収銀行による優先株・劣後債の購入という形で公的資金が投入された。自助努力分も 2 兆 6,000 億円超となったといわれ、1998 年度に 10 兆円超の自己資本増強が図られたことになる (表 2)。

表 1 金融再生委員会の動向

1998年12月15日	金融再生委員会発足。
1999年1月20日	「運営の基本方針」を発表。
1999年1月25日	「資本増強にあたっての償却・引当についての考え方」を発表。
1999年1月26日	予備審査入り。申請15行「経営健全化計画」の書面審査実施。
1999年2月12日	予備審査終了。申請15行に公的資金注入の適否を仮決定。
1999年3月4日	予備審査を経た15行からの正式申請。
1999年3月8日	申請15行の頭取・社長に対するヒアリング実施。
1999年3月12日	申請15行に対し、公的資金注入を正式承認。
1999年3月30日	政府、承認15行に対し総額74,592億円の払込完了。
1999年3月31日	承認15行、優先株等発行により、資本増強完了。

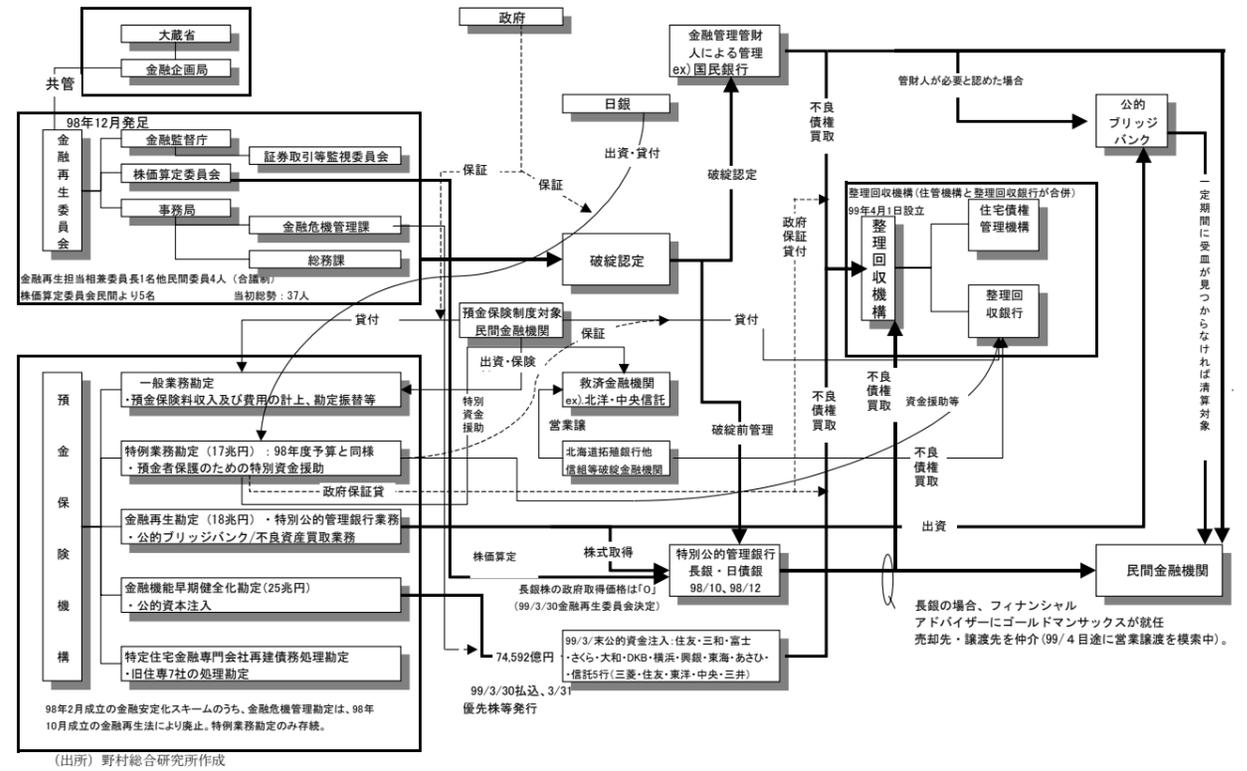
(出所) 各種報道より野村総合研究所作成

表 2 各銀行の公的資金資金注入額と増資状況 単位：億円

	公的資金			増資状況		
	劣後債 -ローン	優先株	社債型	転換型	転換開始までの期間	
第一勧業	9,000	2,000	7,000	3,000	4,000 ¹ 5年4ヶ月、6年4ヶ月	
住友	5,010	0	5,010	0	5,010 ² 3年1ヶ月、7年4ヶ月	
三和	7,000	1,000	6,000	0	6,000 ³ 2年3ヶ月	
さくら	8,000	0	8,000	0	8,000 ⁴ 3年6ヶ月	
富士	10,000	2,000	8,000	3,000	5,000 ⁵ 5年6ヶ月、7年6ヶ月	
東海	6,000	0	6,000	0	6,000 ⁶ 3年3ヶ月、4年3ヶ月	
あさひ	5,000	1,000	4,000	0	4,000 ⁷ 3年3ヶ月、4年3ヶ月	
大和	4,080	0	4,080	0	4,080 ⁸ 3ヶ月	
日本興業	6,000	2,500	3,500	0	3,500 ⁹ 4年3ヶ月、4年5ヶ月	
三菱信託	3,000	1,000	2,000	0	2,000 ¹⁰ 4年4ヶ月	
住友信託	2,000	1,000	1,000	0	1,000 ¹¹ 2年	
東洋信託	2,000	0	2,000	0	2,000 ¹² 3ヶ月	
中央信託	1,500	0	1,500	0	1,500 ¹³ 3ヶ月	
三井信託	4,002	1,500	2,502	0	2,502 ¹⁴ 3ヶ月	
横浜	2,000	1,000	1,000	0	1,000 ¹⁵ 2年4ヶ月、5年4ヶ月	
合計	74,592	13,000	61,592	6,000	55,592 ¹⁶	

(出所) 各種報道より野村総合研究所作成

図1 金融再生法・健全化法の枠組と処理の実際



2. 公的資金注入の意義

1) 「貸し渋り」解消と銀行の過小資本問題～矛盾する目的

主要21行に公的資金を注入して、「貸し渋り」解消と銀行財務の健全化を目的とした1998年3月の金融安定化スキームは失敗に終わった。しかし、1995年の住専問題以降の公的資金アレルギーを乗り越えて公的資金注入の途を開いたことは一定の評価を与えられた。その後1年間で金融再生法・健全化法に基づく破綻処理と早期健全化の枠組を作り、60兆円の巨額資金をまとめ上げたことは我が国の金融システム安定に向けて重要な一歩であった。

前回の公的資金注入が失敗に終わったとされるのは、健全行として認定されたはずの長銀・日債銀が特別公的管理に追い込まれたこと、結果として金融危機管理審査委員会（通称佐々波委員会）が機能しなかったこと、そうした環境整備に関する大蔵行政のあり方等に批判が集中したからであった。

しかし、より重要であったのは、当初目的であった「貸し渋り」解消を果たせなかったことであった。当時、18,156億円の資本注入によって理論的にはその12.5倍（BIS基準8%で除）の貸出余力が創出されると喧伝された。ところがその効果を認めることはできなかった。その後の「貸し渋り」緩和は、1998年10月に創設された、信用保証協会における20兆円に上る「特別保証制度」に頼らざるを得なかったのである。

この事実が示したことは、「貸し渋り」解消と過小資本問題を同時に解決することはできないということである。銀行が長引く不良債権処理によって過小資本問題に苦しむなか、「貸し渋り」解消を果たすことは、公的資金注入によって嵩上げされた自己資本比率を注入前の段階に低下させることでしかない。しかし、銀行は貸出増加によって自己資本比率を引き下げようとはしない。公的資金注入にあたって発行された優先株や劣後債は政府が保有することになるが、銀行が国家管理状態から開放されるためには、これら負債性資金を早期償還・返済するほかない。しかし、優先株が、いざ市中売却されることとなっても、その時点で銀行の信頼度を代表する自己資本比率が資本注入前の水準に低下してしまっていては優先株価は下落してしまう。また、劣後債についても、早期償還を考えたい銀行は、新たな貸出に回すより、収益を償還充当分として内部留保する誘因を持つかもしれない。このように考えると、公的資金は資金用途を融資等に限定しない限り、「貸し渋り」解消への効果は小さい。過小資本問題と「貸し渋り」解消という矛盾する目的を同時に果たそうとしても限界があったのである。この点が曖昧なままにされたことが、1998年3月の金融安定化スキームが失敗に終わった理由のひとつでもあった。

果たして、今般の公的資金注入は投入の条件として融資増額を明示することとなった。1998年11月10日に、金融再生委員会設立準備室は、「資産の査定等を行うための基本的な方針」という審査基準のなかで、「信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業向貸出残高の原則増加）」の明示を注入条件としたのである。これに基づき、各行の「経営健

全化計画」で記載された 2000 年 3 月末時点の貸出増分は総額約 6 兆 7000 億円（内中小企業向が約 3 兆円）と予定された。

しかし、貸出増加を義務付けても、先述した銀行の行動が想定される以上、優先株等のプレミアム分の貸出金利への上乗せや信用リスクに見合った適正金利の適用といった実質的な金利引上げによって、借入し難い状況が作られる可能性が高い。結局、「貸し渋り」解消と過小資本問題は両立しないのである。現下の金融システムの安定には、銀行の過小資本問題に取り組むことが必要であったし、「貸し渋り」解消は特別保証枠制度といったサポートを得て取り組まざるを得ないのである。

前回の公的資金注入時には、ジャパン・プレミアムはむしろ上昇の気配さえあり、決してこれで金融システムが安定するとは考えられなかった。しかし、今回は、1999 年初以降急速にジャパンプレミアムが解消に向かい、株価水準が 13,000 円台から 16,000 円台に急速な回復を遂げた。このことは、金融再生法・健全化法という新たなルールの下で、金融当局が市場の期待する範囲内でワークしたという、金融当局への信認の高まりが寄与したものと受け止めることができる。このことが前回の公的資金注入との相違点なのであって、個別銀行経営への信頼が高まったというには時期尚早と言えるものなのである。

2) 主要銀行の過小資本問題～公的資金が必要な理由

主要銀行の自己資本は公的資金 7 兆 4,952 億円を含めた約 10 兆円余の資本注入によって増強された。しかし、注入金額の妥当性、再注入の要否については疑問が生じている。そこで、不良債権の償却・引当がどれだけの自己資本を毀損し、到達すべき自己資本比率水準のためにどれだけの公的資金が必要であるかを検討してみる。

図 2 は、1998 年 9 月中間期決算のデータを基礎に、主要 17 行の要償却金額と自己資本の毀損程度、自己資本比率に応じた必要投入資金額をイメージしたものである。金融監督庁が公表した 1998 年 9 月末時点の自己査定金額のうち、第Ⅱ～Ⅳ分類の総額は 44.2 兆円であった。問題は、自己査定金額が示す数字が信頼できるものであるか、要償却・引当額はいくらであるべきかということである。事例では、要償却額 15 兆円という数字を仮置いた。不良債権金額が情報開示ルールの改定によって開示毎に増える状況、特別公的管理銀行に至った 2 行の自己査定と最終的な不良債権金額との差額の拡大、東京三菱銀行と日本信託銀行の処理予定額等を考慮すれば多すぎる金額ではないであろう。しかも、来期以降の不良債権増額に伴う追加償却や既に債権償却特別勘定分の最終処理に伴う追加損の可能性等を考慮し、これらを一気に償却しようとするれば 15 兆円でも足りない可能性は少なからずある。

一方、自己資本を構成するのは、内部留保、株式含み益、貸倒引当金である。内部留保は資本金、新株式払込金、法定準備金とし、1998 年度中間決算時点では 11.0 兆円である。株式含み益は-2.2 兆円と含み損に至っていた。貸倒引当金は全銀協により公表された中間財

務諸表によれば 10.6 兆円であった。

償却分 15 兆円を総貸出の減少分とみなし、同額でリスクアセットを控除すれば、BIS 自己資本は 28.8 兆円となる。従って、BIS 自己資本比率は 8.3%に下落することとなる。

もし今回の公的資金注入のように各行が 11%以上の自己資本比率水準を維持しようと思えば、9.8 兆円の資金注入が必要になる。また、20 兆円の償却・引当を行おうとすれば、BIS 自己資本比率は 7.0%に下落し、資金注入は 14.1 兆円が必要になってしまう。よく指摘されるのは、公的資金注入前に不良債権処理を行った場合、主要行の中にも国際基準行水準の 8%を割り込む銀行が存在するのではないかということである。それは本来、まず銀行自身が自己資金で十分な不良債権処理を行い、自己資本比率の低下状況を見て、不足分を補填すべく公的資金を注入すべきだという正論に良く表れている。要するに公的資金注入を行った銀行が本当に健全行なのか、過小資本に陥っていないのかが不透明なままなのである。

いずれにしても、主要行は上記のような過小資本状態に陥っている可能性が高い。それゆえに公的資金注入や自助努力での増資が必要なのである。しかし、約 7 兆 5,000 億円という金額で十分かどうかは、厳密な不良債権の分類基準と情報開示でしか検証し得ないのである。重要なのは、1 年前には健全行と判断されていた長銀・日債銀が実質的に債務超過であったことなのであり、再び公的資金が注入された以上、大手 15 行のなかから破綻銀行を出すことはできなくなったということである。その意味では、実質的に過小資本に陥っている銀行があったとしても、公的資金の追加投入は再編目的以外に理由を作れなくなったのである。

図 2 主要 17 銀行の過小資本問題

		単位:兆円	
主要17銀行の要償却額	15.0	主要17銀行の処理能力	19.4
(自己査定金額	44.2)	内部留保	(11.0)
		含み資産	(-2.2)
		貸倒引当金	(10.6)

*含み資産は98/9期で-2.2兆円(日経平均13,406円)
 *内部留保(資本金+新株式払込金+法定準備金)
 *自己査定金額は98/9期の第Ⅱ～第Ⅳ分類金額の合計

		単位:兆円	
償却前		償却後	
総貸出金	319.0	総貸出金	304.0
リスクアセット	375.6	リスクアセット	357.9
BIS自己資本	36.2	BIS自己資本	29.6
BIS自己資本比率	9.6%	BIS自己資本比率	8.3%

*上記では、要償却金額分を総与信額のマイナス要因とした。リスクアセットの減少分は、総与信額の減額比率と連動させた。
 *BIS自己資本の減少分は内部留保の減少分と同額とした。

単位:兆円		
① BIS自己資本比率9.5%を維持したい	必要公的資金注入・自助努力額	4.4
② BIS自己資本比率10.0%を維持したい	必要公的資金注入・自助努力額	6.2
③ BIS自己資本比率11.0%を維持したい	必要公的資金注入・自助努力額	9.8

(出所) 全国銀行協会連合会資料、金融監督庁公表資料等より野村総合研究所作成

3. 経営健全化計画

1) 概要

主要大手 15 行は公的資金注入の申請に際し、早期健全化法第 7 条に基づき「経営健全化計画」の提出が義務付けられた。「経営健全化計画」には、優先株等の発行条件、経営合理化方策、責任ある経営体制確立のための方策、配当等利益流出回避の方策、信用供与円滑化のための方策等が記載されている。図 3 は、各行の「経営健全化計画」の概要である。

図 3 「経営健全化計画」に見る各行の方針

		住友	富士	さくら	東海	DKB	大和	三和	
戦	重点分野	ホールセール(総合金融)	○	○	○	縮小	○		
		ミドル	○	○	○	重点	○	重点	
		リーテイル	○	○	重点	重点	○	重点	
		投資銀行業務(フィービジネス)	○	○	○	○			
		証券・デリバティブ業務	戦略提携			重点			
		アセットマネジメント業務	戦略提携	戦略提携			戦略提携		
		インターネットバンキング		○					
	略	重点投資	インストアブランチ		○				
			IT戦略投資				○		
			海外	縮小	縮小	縮小	縮小	撤退	アジア特化
重点地域	国内(関西)					重点			
	国内(神奈川・東海地区)				重点				
	国内(その他)								
リストラ	経費削減	役員削減	○	○	○	○	○	○	
		従業員削減	○	○	○	○	○	○	
		報酬・給与削減	○	○	○	○	○	○	
		店舗削減	○	○	○	○	○	○	
		複利厚生施設削減	○	○	○	○	○	○	
収益	業務純益(過去3年平均ー2003/3間の上昇率)		101%	143%	144%	137%	124%	131%	116%
		利鞘アップ幅(99/3を基準として2003/3時較差)	0.04%	0.38%	0.35%	0.42%	0.17%	0.54%	0.10%
	その他	業務提携	大和証券	DKB		あさひ銀	JPモルガン	近畿銀	東洋信託
		合併・子会社化		安田信託					
		店舗網再構築	○	○					○
		アウトソース	○	○		○	○		
		金融持株会社							
		その他					富士銀	大阪銀	

		あさひ	IBJ	横浜	三菱信託	住友信託	東洋信託	中央三井信託	
戦	重点分野	ホールセール(総合金融)	縮小	重点	縮小	○			
		ミドル	○	重点	○	○		重点	
		リーテイル	重点	縮小	重点	○	重点	重点	
		投資銀行業務(フィービジネス)		重点			縮小		
		証券・デリバティブ業務		○					
		アセットマネジメント業務		○				重点	
		インターネットバンキング			○			○	
	略	重点投資	インストアブランチ					○	○
			IT戦略投資			○	○		○
			海外	縮小	縮小	撤退	縮小	縮小	撤退
重点地域	国内(関西)								
	国内(神奈川・東海地区)			重点					
	国内(その他)						重点		
リストラ	経費削減	役員削減	○	○	○	○	○	○	
		従業員削減	○	○	○	○	○	○	
		報酬・給与削減	○	○	○	○	○	○	
		店舗削減	○	○	○	○	○	○	
		複利厚生施設削減	○	○	○	○	○	○	
収益	業務純益(過去3年平均ー2003/3間の上昇率)		143%	93%	185%	39%	88%	157%	67%
		利鞘アップ幅(99/3を基準として2003/3時較差)	0.14%	-0.04%	0.20%	-0.33%	-0.14%	0.11%	0.17%
	その他	業務提携	東海銀行	第一生命	東海銀行	三菱4社	住友G	三和銀	
		合併・子会社化							
		店舗網再構築				○		○	
		アウトソース	○	○	○				
		金融持株会社		○					
		その他		野村証券		AIG			

(出所) 各行「経営健全化計画」より野村総合研究所作成

各行の方針は様々ではあるが、共通項は以下のようなことであろう。

- ① トップクラス行は、総合金融サービスを維持しながらも、今後の収益源である中堅

中小企業マーケット、リーテイル・マーケットに軸足を移していくこと。

②証券業務・デリバティブ業務・アセットマネジメント業務は内外金融機関との業務提携を通じて強化を図ること。

③前向き、新金融チャネルの模索といった方向性は模索するものの IT 投資等への重点投資まで踏み込んでいないこと。

④リストラを徹底すること（後述）。

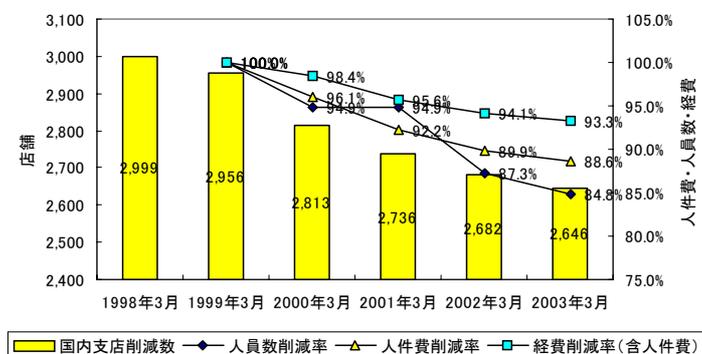
「選択と集中」を標榜したわりには、いかにも総花的な印象は拭えない。収益をあげられなくなったホールセール・マーケットにおけるコア・カスタマーの絞り込み、リスクはあるが中小企業マーケットでの利鞘アップ、リーテイル・マーケットの開拓とマスの確保、いずれも並行していくというものでとらえどころがない。

2) 中心はリストラ計画

その意味では、この「経営健全化計画」の中心的な内容は、向こう 4 年間にわたるリストラ計画の呈示に集中することになった。執行役員制度の導入に伴う役員削減、従業員削減、報酬給与削減、店舗削減、複利厚生施設の削減が中心である。

図 4 は、大手行のリストラ計画をもとめたものである。4 年間で、国内支店数を 310 店舗削減、従業員数を約 15%削減（約 2 万人）するものの、物件費を含めた経費全体では約 7%の削減に留まった。これは、合理化投資の発生、リスク管理の高度化や IT 投資も含めた機械関連投資を伴うからだとされる。一方、従業員の削減については向こう 4 年間で約 15%削減だが、年率 4%弱では自然減の域を出ないのではとの批判も強い。なお、人員数削減率が人件費削減率を上回る水準であるのは、年俸制等の導入によって、優秀な人ほどより多くの報酬を受けるといった競争メカニズムの導入が予定されているからだとされる。

図 4 店舗数・従業員等の削減

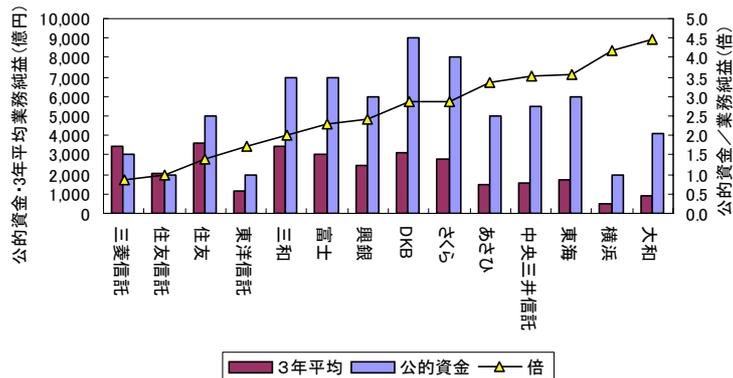


(出所) 各行「経営健全化計画」より野村総合研究所作成

3) 重要なのは高収益体質への転換

本来、公的資金導入に伴って要請される「経営健全化計画」は、高収益体質に移行するための具体的な施策であるべきである。図5が示すように、過去3年間の平均業務純益に対する公的資金注入額の大きさは、負担の大きい銀行で約4.5倍に達している。この負担をどこまで軽くするかは、収益力をどこまでアップできるかにかかっている。

図5 公的資金と過去3年間業務純益との関係



(出所) 各行「経営健全化計画」より野村総合研究所作成

図3で見たように、富士銀行、さくら銀行等が2003年3月期の業務純益を1999年3月期の140%以上と意欲的な計画を策定している。収益拡大の方策として、以下の業務に重点的に注力していくという。

- ・法人取引における信用リスクに見合った適正利鞘の適用
- ・投資銀行業務によるノン・アセット収益の増強
- ・プライベートバンキング事業、個人ローン、住宅ローン残高の拡大を通じた収益確保

しかし、これら意欲的な計画を提出している銀行でさえ、抜本的な業務の見直し、採算の見直しを行っているとは評価を受けていないようである。結局、各行が横並びで標榜し、金融再生委員会も要請した「選択と集中」は、メリハリを効かせたとは想像しにくい状況といえそうである。グローバル企業と個人マーケットのみを対象にするとか、融資業務の変わりに証券業務・投資銀行業務で生きていくといった明確な方向は感じられない。

邦銀は資金運用収益の60%程度を貸出金利息に頼っているが、今後、殆どの銀行が信用リスクに見合った適正金利を適用していくという。つまり、銀行内部の企業格付ランキングに応じて、スプレッド拡大に繋げることとなる。長引く景気低迷、大企業の銀行離れ、BIS規制、銀行の過小資本問題といった環境のなか、中堅中小・個人市場を中心に、取引先の選別強化と実質的な貸出金利上げを確保していくことはかなり困難な作業であろう。

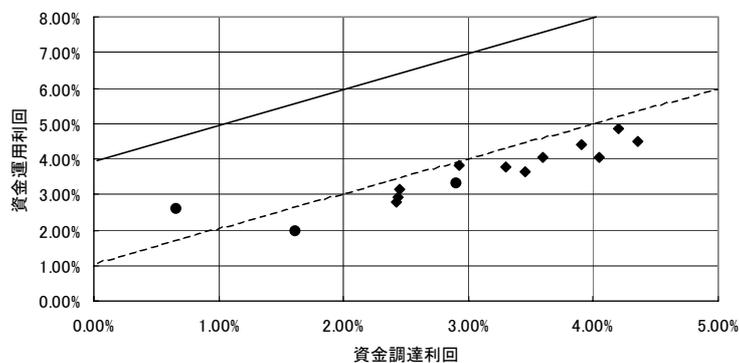
図6は大手14行の総資金利鞘率の分布状況をプロットしたものである。点線は総資金利鞘率1%ライン、実線は10大米銀の平均総資金利鞘率4%ラインである。大手14行の「経営健全化計画」によれば、向こう4年間をかけて、平均30~50bpのスプレッド拡大を計画

している銀行が数行あるが、それでも総資金利鞘率は1%ラインを超えない状況にある。

また、図7は、2003年3月期の公的資金注入行(▲印)の当期利益ROAと当期利益ROEを、全国米銀(■印)の過去10年間の当期利益ROAと当期利益ROEとを比較したものである。殆どの邦銀が、ROE4~8%、ROA0.2~0.4%の間に点在するのに対し、米銀は1%のROAと15%のROEを目指す水準にある。特に当期利益ROAの較差は歴然としている。当期利益ROAを上昇させるには、総資産の圧縮と自己資本の増大を図りレバレッジ比率を下げる、あるいは当期利益を増大して当期利益ROEの拡大を図る等、資産・資本・当期利益のバランスが重要であろう。

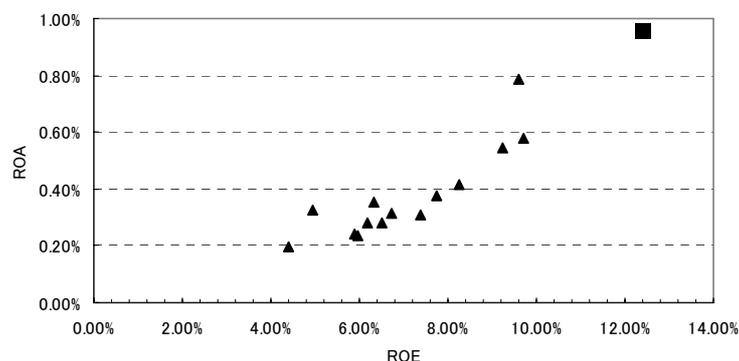
こうした邦銀の収益性の限界は、単独でグローバル金融機関として生き残るのは困難な状況であることを浮き彫りにする。収益力向上に繋がる再編が行われるのは避けられまい。

図6 大手14行の総資金利鞘率の分布



(出所) 各行「経営健全化計画」より野村総合研究所作成

図7 2003年3月期の当期利益ROA・ROE



(出所) 各行「経営健全化計画」より野村総合研究所作成

4. 当面の課題

1999年3月末、不良債権処理によって大手15行でさえも過小資本状態に陥っているかもしれないという疑問を残しつつも、公的資金は注入された。1999年4月11日、金融再生委員会と金融監督庁は、東京の第二地銀国民銀行が1998年9月末時点で実質債務超過に陥っているとの見方を固め、金融再生法の下で金融管理管財人を派遣し、受け皿銀行が見つからなければ初のブリッジバンク方式を適用する方針を決定した。また、同年同月同日、大阪の第二地銀幸福銀行に対して早期是正措置を発動する方針を固めた(同年3月26日には、北海道銀行に対して同措置の発動を決定している。)。当局主導の再編は大手行から地域金融機関へと移行することとなった。

このように、金融自由化・金融ビッグバンという自己責任原則・市場規律の重視という時代を迎えている我が国金融システムは、皮肉にも政府による民間銀行経営への介入を強めることによってその安定を取り戻しつつある。しかし、市場は個別銀行の経営健全化を評価しているというより、市場の代弁者としての金融再生委員会はじめ金融監督庁の仕事ぶりを評価しているに過ぎない。その意味では、当面の政府介入もやむを得ざるものであるが、個別銀行の信認回復が果されなければ再び市場の厳しい判定が下される可能性は高いだけに、銀行界の自己改革がどこまで進展するかが当面の課題である。

さらに、合併や破綻処理を中心とした再編が進行するにつれ、ペイオフ解禁を控えての預金流出の動きは金融システムの新たな攪乱要因となる可能性も見過ごせない。こうした観点から、更なる金融システムの安定化に向けて、預金保険機構の機能拡大についても金融審議会で論議される予定である。特別資金援助制度を含めた資金援助は1999年3月までに54件、5兆7,000億円(1998年度だけで32件、約3兆7,000億円)の金銭贈与、約3兆円の資産買取が発動されている。預金保険機構の財政状態が引き続き破綻処理によって悪化しているだけに、可変保険料制度等の導入等の見直しは回避できない状況にあらう。また、本来保護対象ではない金融債等の保護商品の範囲拡大、速水日銀総裁が提案している新たな預金者保護制度の創設等懸案は多い。

しかし、こうしたセーフティー・ネットの整備が進展する一方で、銀行経営者や預金者のモラル・ハザードも懸念されている。自己責任原則や市場規律を根付かせるには、まだ多くの時間が必要なようである。

(飯村 慎一)